

平成26年6月2日

湖西市議会議長 菅本 利隆 様

議会活性化特別委員会
委員長 二橋 益良

議会活性化特別委員会中間報告書（案）

本特別委員会の調査事項について、平成26年4月末現在の調査内容を別紙のとおり報告します

議会活性化特別委員会調査中間報告書

1 調査事項

「市民が主役で、活発な議論をする、見える議会」の推進のため調査検討を行う。

- ①議会活動及び委員会活動の活性化に関する調査研究について
- ②広報・広聴及び議員力向上に関する調査研究について
- ③その他議会の活性化に関する調査研究について

2 活動の経過

- (1) 平成25年6月24日本特別委員会が設置され、議長指名により楠 浩幸、佐原佳美、渡辺 貢、吉田建二、加藤弘己、竹内祐子、荻野利明、豊田一仁、菅本利隆、島田正次、馬場 衛、牧野考二、藤井靖夫、鈴木義則、中村博行、内藤正敏、神谷里枝、二橋益良の18名の委員が選出された。
- (2) 同日委員会を開催し、委員長に二橋益良を、副委員長に渡辺 貢をそれぞれ互選した。
- (3) 議員からの議会活性化に対する意見及び平成23年6月に設置された議会改革特別委員会において結果まで至らなかった項目について、第1分科会、第2分科会に分かれて調査検討を進めている。

第1分科会	委員会交付金、会派、議員間討論、議会運営、議決事項、定数・報酬、活性化
第2分科会	法・ルール、情報共有、議会報告会、広報・広聴、参画、資質・倫理観、事務改善

3 委員会開催等の状況と内容

次の特別委員会を開催した。

- ・議会活性化特別委員会 12回
- ・第1分科会 11回
- ・第2分科会 12回

4 検討概要

○委員会交付金について

- ・政務調査費（現行：政務活動費）にかわるものとして、常任委員会の調査及び研究のために交付されてきたが、議員個人の調査研究に係わる部分を明確に区分するために政務活動費を導入し、「湖西市議会の委員会費の交付に関する規則」を廃止する。

- ・今後、常任委員会に係る必要経費については、議会運営費にて予算計上する。

○政務活動費について

- ・議員個人の調査研究のため政務活動費を交付することで、議員の資質向上を図る。
- ・政務活動費の支給に関する条例及び関連する規定の整備と、研修会などの実施を提案する。

○文書質問制度の導入について

- ・文書質問の趣旨としては、会派制度により発言が制約されているなかでは、必要な権利と考える。本市議会においては、発言の場が阻害されている状況ではなく、議員活動において支障等ないことから文書質問制度については導入しない。

○議員間討議について

- ・議員間討議は1つのツールと考える。議員全員の共通認識や議員相互の考え方を理解するためにも必要と考える。
- ・委員会より導入し、実施しながら検証していくこととし、他の議員の発言に真摯に耳を傾け、相互の発言を尊重する。

○会派制度の導入について

- ・現状において、会派制度に対するデメリットが強く懸念される。必要性が生じた場合には協議検討するという一方で、会派制度については導入しない。

○反問権について

- ・議員の質問に対して質問内容確認のために問い返すことができる権利を「反問権」とする。
- ・本会議や委員会において、現状は質問内容の確認のため問い返すことが行われていることから権利として議会基本条例に規定することを提案する。

○予算決算審査における質問通告制のあり方について

- ・予算及び決算審査において、質問数が多くなっていることもあるが、行政執行部から整理された正確な答弁を求める必要から通告制は継続する。
- ・現状審査において、委員長判断で通告のない質疑を各款2問程度認めているが、審査の過程において新たな疑義が生ずることもあるので、各款2問程度の制限を廃止とする提案をする。

○一般質問のあり方について

- ・一般質問（個人）については議員個人の活動であり、重複時の調整時間の確保は現状のとおりとする。

- ・代表質問については、委員会活動との関連も強いことから、状況に合わせてその実施方法については今後とも協議検討していくものとする。

○議会先例集の見直しについて

- ・現状おこなっていること及び議会活性化特別委員会により検討されたことについて議会運営委員会において見直し検討することを提案する。
- ・関係例規についても、例規改正に合わせて内容の更新を行うことを提案する。

○議会だより編集委員会の特別委員会化について

- ・広報広聴という関係において協議していくべきと考える。広報広聴の検討については、正副議長、議会活性化特別委員会正副委員長、議会活性化特別委員会第1分科会・第2分科会正副会長に委ねることを提案する。

○議会活性化の運営組織づくりについて

- ・議会活性化推進のための組織の必要性は認識するが、現時点においての具体的検討は行わない。議会活性化に向けて議会基本条例に「議会活性化を推進するとともに、常に見直しを行い改善を図るための組織を設ける」ことを提案する。

○議決事項の追加について

- ・市の総合計画の基本構想は、地域の発展のために立てられる各種の具体的な計画のすべての基本となるべきもので、市の経営の基本であることから「総合計画の基本構想の策定及び変更に関すること」を地方自治法第96条第2項に規定する議決事件として議会基本条例に規定することを提案する。

○議員定数について

- ・意思決定機関として各常任委員会の委員が議論し、意思決定するうえで最低限の人数が6人と考える。各常任委員会としては、行政執行部の組織構成上、3常任委員会が必要と考え、議員定数18人は最低限の人数であると考え。

○議員報酬について

- ・現在の財政状況から考えると、現状のとおりとするべきと考える。

○本会議中の待機職員のあり方について

- ・行政執行部の答弁は正確に行い、複数の課に関係することについては、横の連携も持ち真摯に対応してもらいたいことから、議会としては検討せずに行政執行部の判断にゆだねるものとする。

○議会報告会について

- ・「市民が主役で、活発な議論をする、見える議会」を目指すため、議会報告会にて議会の活動状況等を市民に説明し、意見交換を行う。
- ・年1回開催し、当面の間、当初予算審議の3月定例会後、中学校区単位で開催する。
- ・議会基本条例に規定すべき事項とする。

○通年議会の導入について

- ・現状、湖西市が通年議会を採用しなければならない状況ではない。今後の研究課題として継続して調査研究していく。

○ペーパーレス化について

- ・紙媒体による情報が多いことから、市役所全体のペーパーレス化に合わせてながら、少しずつ出来ることを実行していく。

○議員の政治倫理について

- ・議員の政治倫理の明確化及び市民の信頼を得るため、議会基本条例の制定後に倫理に関する規定を制定する取り組みを提案する。

○議員の資質向上について

- ・議員の研修内容を明確にし、研修の定例化を図るために「湖西市議会議員研修要綱（案）」を策定することを提案する。

○意見書の処理手順について

- ・陳情に関する議会活動を活性化させ、議案として上程しやすくするためにも処理手順の改善を提案する。

○広報広聴について

- ・広報広聴は議会全体の活動テーマであり、多くの課題があることから正副議長、議会活性化特別委員会正副委員長、議会活性化特別委員会第1分科会・第2分科会正副会長において協議検討してもらうことを提案する。

○行政委員会等の情報共有・参画について

- ・各種行政委員会及び審議会等の情報共有について行政執行部との調整を行う。

○各種行事の情報共有について

- ・各種行事の情報をインターネット上で見ることにより、議員個人の判断で情報選択をする。
- ・行政執行部に対して、行事については湖西市ウェブサイト「イベント・行事」に確実に掲載することを要望する。

○議案や各種計画に関する情報共有・参画について

- ① 条例制定や各種計画策定において、議員が事前に理解を深めるための参画プロセスを定めること。
 - ② 行政執行部との情報共有を図るため常任委員会を毎月定例的に開催すること。
 - ③ 各種計画をすべてウェブサイトへ掲載すること及び現在配布されている各種計画等の資料に加え新たに配布を希望する資料を定め、行政執行部へ要望すること。
- 以上を提案する。

5 中間提言

議会活性化特別委員会において検討した結果のうち、次の事項について実施するよう議会へ提言する。

①議会基本条例の制定について

議会活性化特別委員会では、「市民が主役で、活発な議論をする、見える議会」の推進のため検討項目について議論をすすめてきた。

議会は、市民に対して積極的に情報の公開や発信を行うとともに、議会報告会を始め市政への市民参加を推進し、公正・透明で市民に分かりやすい、開かれた議会に今以上に取り組んでいく必要がある。

また、市民から厳粛な信託を受けた議員は、高潔な政治倫理を保持し、不断の自己研さんに努め、自らが汲み上げた市民の意見を議員間において自由に討議することで、市民全体の福祉の向上に資する最良の判断に至るよう、合意形成に努めていかななくてはならない。

湖西市を取り巻く環境は、変化しており、迅速・的確・柔軟に対応していくためには、議会及び議員自らが変革していく必要がある。

そのため、湖西市議会は、市民と議会の関係や議会と市長の関係、議会運営等に関する基本理念を定めることにより、市民の厳粛な信託に応えられる議会に進化することを目標に、議会基本条例の制定を提言する。

②湖西市議会の委員会費の交付に関する規則の廃止について

各常任委員会の調査及び研究のために交付してきたが、議員とし幅広く調査研究を行うには制限があることから、政務活動費への変更部分と常任委員会に係る必要経費との区分整理を行い、地方自治法第100条第14項に基づく政務活動費の支給に関する条例制定に合わせて廃止することを提言する。

③議員間討議について

他の議員の発言に真摯に耳を傾け、相互の発言を尊重することで、議員全員の共通認識や議員相互の考え方を理解し、市民全体の利益となるように最良の判断をしていくために試行しながら検証していくことを提言する。

④ 予算・決算審査における質問通告制のあり方について

質問は整理された正確な答弁を求める必要から、原則通告制とするが、審査の過程で新たな質問が生ずることもありえることから、現在、通告のない質問を各款2問程度としていることについて制限を廃止することを提言する。

⑤ 議会先例集の見直しについて

議会及び議員自らが変革し、迅速・的確・柔軟に対応していくために常に見直しを行っていくことを提言する。

⑥ 意見書の処理方法について

陳情等による議会活動を活性化させ、議案として上程しやすくするために、提出期限の廃止及び処理手順を明確化することで、請願・意見書提出依頼の方法について、市民への周知を図ることを提言する。

⑦ 議案や各種計画に関する情報共有・参画について

議案や各種計画に関する情報共有及び議会の参画を推進するため、条例制定（目的、基本方針、条例素案）と計画策定（目的などの基本的事項）についての意見交換、説明の行程手順について、行政執行部との調整を図り明確化することを提言する。

⑧ 行政委員会等の情報共有・参画について

各種行政委員会及び審議会等の開催予定と会議録について湖西市ウェブサイトに掲載することを行政執行部に要望することを提言する。

以上